

保存版(令和6年度)

「学校給食費」のお知らせ

令和6年度の学校給食費は、6月27日から、毎月、口座振替をさせていただきます。

学校給食費の納付方法・納付額 など

1. 学校給食費納付額の決定

6月中頃、学校給食課から各期の納付金額を記載した「学校給食費納付額決定通知書」を配布します。

2. 学校給食費の納付方法

原則、口座振替(自動払込)による納付となります。

口座振替日(令和6年度)					
期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
口座振替日	6月27日	7月29日	8月27日	9月27日	10月28日
期別	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
口座振替日	11月27日	12月27日	1月27日	2月27日	3月27日

- 6月から翌年3月まで年10期に分けて引き落とします。(毎月27日)
※金融機関が休業日の場合は翌営業日
- 就学奨励申請中(第1期・第2期)は、口座引落があります。
- 残高不足等による再振替はありません。後日、督促状(納付書)を送付します。

3. 学校給食費の納付額

学校給食費の年額(1食当たり単価×年間実施予定回数)を10回でお支払いいただきます。

				※※1~9期(6月~2月)	※※(10期)(3月)			
	1食当たり金額(a)	年間食数	年額(円)	金額(円)	計算式	金額(円)	計算式	
小学校	※1,2年生	252食	197食	49,644	4,788	(a)×19食	6,552	(a)×26食
	3,4年生	255食	197食	50,235	4,845	(a)×19食	6,630	(a)×26食
	5,6年生	258食	197食	50,826	4,902	(a)×19食	6,708	(a)×26食
中学生	310食	184食	57,040	5,580	(a)×18食	6,820	(a)×22食	

※…小学校1年生の4月の給食実施回数は、他学年より5日ほど少ないためその分減額になります。
 ※※…記載の金額は1~9期の金額(目安)です。10期は1~9期より4~7食ほど多い金額設定となりますが、学校行事等による減額調整も10期で行います。

学校給食の停止(再開)の届け出(希望する方のみ) など

A. 1週間以上の欠席や転出等で、給食を停止または再開する場合(けが、病気、転出 など)

給食を停止しようとする日の平日4日前までに、「学校給食停止(再開)届」★を学校に提出してください。

例)

	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
届出の4日後から停止	届出	①			②	③	④	停止	停止	停止		停止	停止	停止	停止

※ 給食停止の届け出がない場合は、減額の対象になりません。(届け出が必要となった場合、すみやかに学校に連絡)

※ 停止していた給食を再開する時も、給食を再開したい日の平日4日前までに「学校給食停止(再開)届」★を学校にご提出ください。

B. 疾患等で給食の全部または一部を停止する場合

疾患(乳糖不耐症含む)等で、年度を通して、給食の「全部」または「一部」を停止する時は、「学校給食停止(再開)届」★を学校に提出してください。

※ 疾患に関しては、医師の診断書(意見書)の提出が必要です。

※ 食物アレルギーについては、アレルギー対応に関する申請手続きに基づき給食の停止(再開)が決定されます。

★「学校給食変更停止(再開)届」は、お申し出のある方に学校で配布させていただきます。(市HPでもダウンロード可)

「就学奨励費」や「生活保護費」を受給されている場合の納付方法や、学校給食費に関する

Q&A、各種届出様式もホームページに掲載しています。

ホームページはこちらから➡



給食費の「滞納」にご注意ください

学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお納付されないときは、法的手続きをとる場合があります。

★その他、学校給食費に関するお問い合わせは、学校給食課給食費管理担当(Tel072-447-6472)まで